



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フジマック  
代表者名 代表取締役 熊 谷 俊 範  
(コード番号 5965 東証第 2 部)  
問合せ先 経理部次長 岡 部 伸 二  
(TEL 03-3434-7791)

### 「内部統制システムの基本方針」一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針」いわゆる「内部統制システムの基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

改定後の内容は下記のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ社会規範を遵守する体制を確保するため、コンプライアンス・マニュアルを定め、グループの全役職員に周知徹底を図る。
  - (2) コンプライアンス活動を推進するため、コンプライアンス担当部を設け、グループの全役職員に対する教育啓蒙、コンプライアンスを尊重する意識の醸成を図り、コンプライアンス体制の整備を行う。  
また、内部監査部門は、コンプライアンス担当部と連携し、グループのコンプライアンスの状況を定期的に監査する。
  - (3) 法令上疑義のある行為等について、グループの全役職員が直接情報提供を行う手段として、内部通報制度を設ける。  
内部通報の担当者は、その内容について監査役に直ちに報告するものとする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程等に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し保存する。  
取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) グループ一体としてのリスク管理体制を構築するため、全社的にリスクの洗出し・見直しを定期的に行い、各部門及びグループ会社ごとにリスクと対応策について具体的な実施計画を策定し、必要に応じ迅速かつ適切な対応策を講じる。

- (2) 不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。また、重要な事項については、常務会で十分な審議を経て取締役会に諮る体制をとる。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、当社及びグループ各社の組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めるものとする。

#### 5. 当会社及びグループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及びグループ会社における情報の共有化、指示の伝達等が効率的に行われる体制を構築するとともに、状況に応じて適切な管理を行う。
- (2) 内部監査部門は、海外を含めたグループ会社の定期的な監査を実施し、監査結果を取締役会及び担当部署並びに監査役に報告する。
- (3) グループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引については、必要に応じて内部監査部門が審査する。
- (4) 当社及びグループ会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他関係法令に基づき、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を整備し、運用する。
- (5) 各グループ会社は、経営上の重要事項や経営管理体制・業務執行状況について、定期及び隨時に当社に報告し、当社はこれに適切な助言・指導を行う。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項の調査を委嘱することができるものとし、監査役より監査業務に必要な調査の委嘱を受けた当該使用人は、その委嘱された調査に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

#### 7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社及びグループ会社の取締役は監査役に対し、業務の状況又は業績に影響を与える重要な事項について都度報告するものとする。
- (2) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、職務の執行に関する法令違反又は不正な行為を知ったときは、監査役に対し直ちに報告するものとする。
- (3) 監査役に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取り扱いを禁止するとともに、グループ会社においてもその徹底を図るものとする。

## 8. その他監査役の監査が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役及び管理本部長は定期的に監査役及び会計監査人と意見交換会を設け、適切な意思疎通及び監査業務の実効性を確保するものとする。
- (2) 監査役の職務遂行について生じる費用又は債務は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社が負担する。

## 9. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及びグループ会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは関りを持たず、これらの勢力からの働きかけに対しては毅然として対応し、これを排除する。

以上